

水道料金の値上げについて

1 水道事業の現状

(施設)

- 加茂市の水道事業は、昭和 32 年度の給水開始から 60 年以上が経過し、多くの施設・管渠は耐用年数を超え（老朽化し）更新の時期を迎えています。

↓
特に水道管が老朽化すると破損や漏水が多発します。

↓
計画的な更新が必要です。

(事業収支)

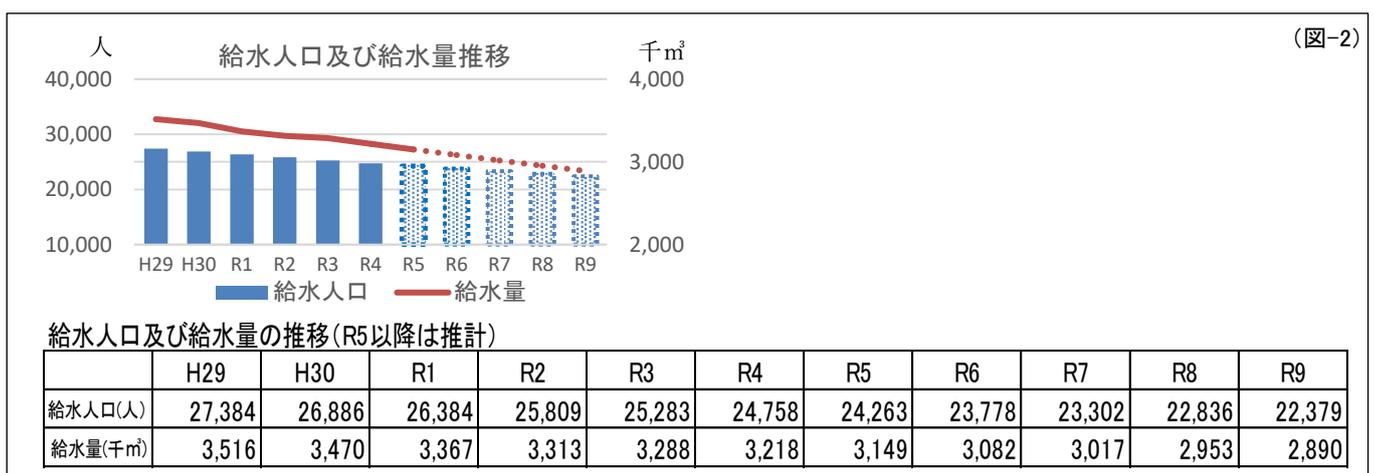
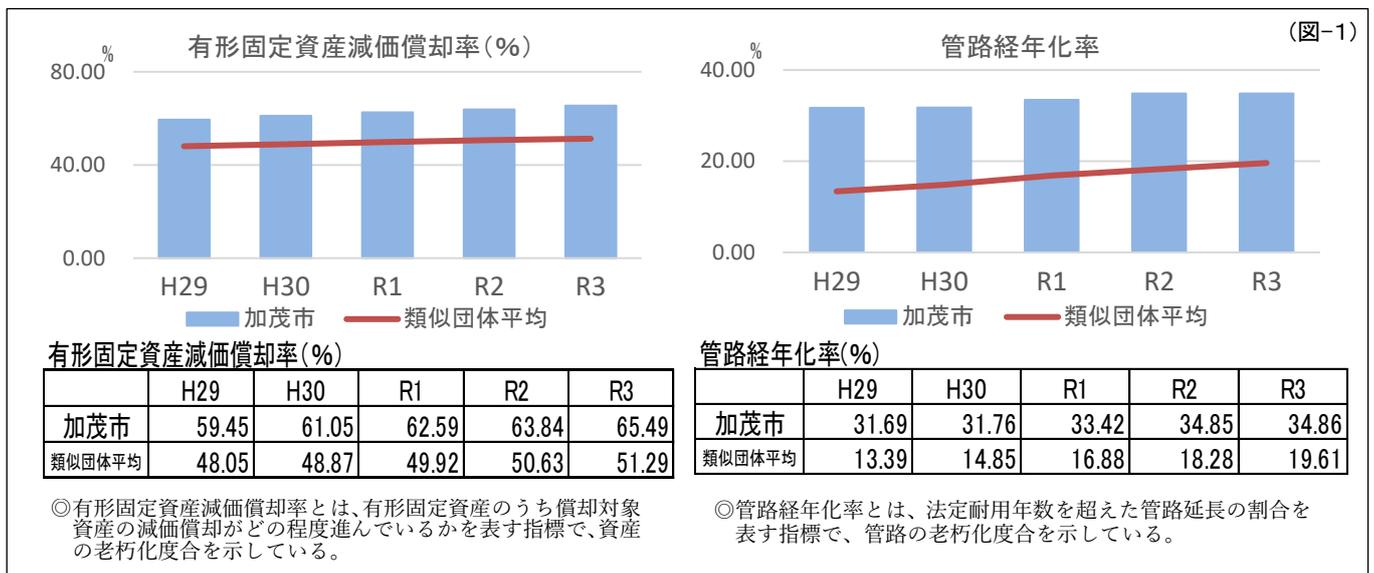
- 人口減少に伴う給水人口の減少や、節水機器の普及等により水道水の使用量は減少し水道料金収入も年々減少しています。

↓
令和 4 年度の決算では、前年度より給水収益が 1,200 万円減少し、管渠や浄水施設の修繕費は 1,800 万円増加する。そのため当年度純利益は前年度の 4,600 万円から大幅に減少し、約 734 万の見込みです。

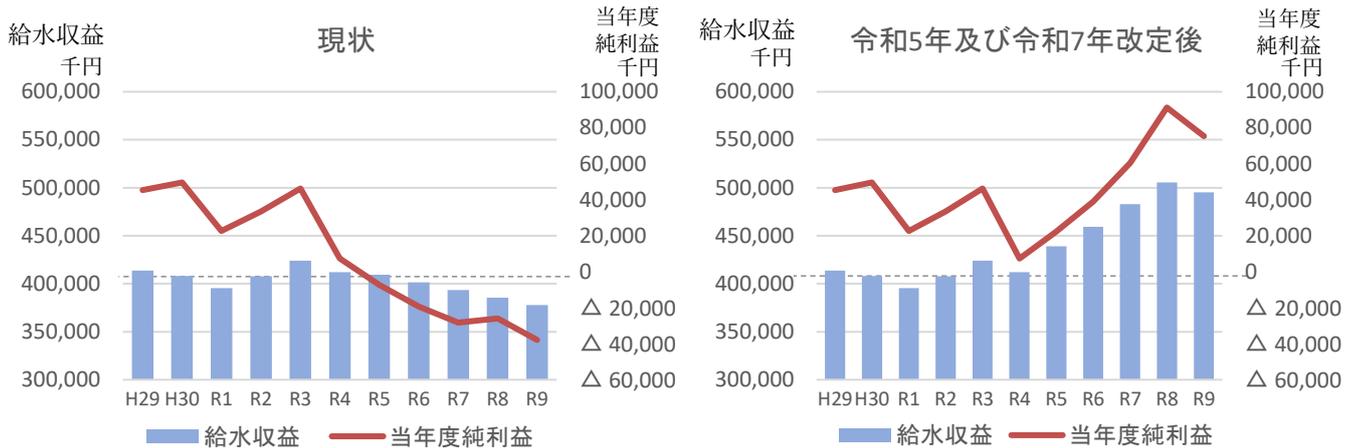
- 給水収益の減少と施設の老朽化による修繕費を見込むと、料金改定を実施しなければ令和 5 年度には、純利益はマイナス(純損失)に転じる見込みです。

- 水道事業の経営悪化により老朽化した施設の更新を行わなければ、施設の故障や管渠の漏水などにより、水道水を安定して供給できなくなると懸念されます。

◎上記の理由により、水道事業経営を安定させ施設の更新を計画的に行い、水道を安定して供給するため水道料金の 15%値上げを 2 段階（1 回目：令和 5 年 10 月請求分から 15%値上げ 2 回目：令和 7 年 10 月請求分からさらに 15%値上げ）で行う予定です



(図-3)



現状

(単位:千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
給水収益	413,747	408,136	395,595	407,634	423,932	412,188	409,561	401,370	393,342	385,475	377,766
当年度純利益	45,455	49,638	22,606	33,449	46,218	7,340	△ 7,341	△ 19,420	△ 28,154	△ 25,976	△ 37,859
累積欠損金	△ 382,523	△ 332,885	△ 310,279	△ 276,830	△ 230,612	△ 223,272	△ 230,613	△ 250,033	△ 278,187	△ 304,163	△ 342,021

令和5年及び令和7年改定後

改定1回目15%

改定2回目15%

(単位:千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
給水収益	413,747	408,136	395,595	407,634	423,932	412,188	439,198	459,459	483,003	505,422	495,314
当年度純利益	45,455	49,638	22,606	33,449	46,218	7,340	22,296	38,999	60,417	91,268	75,376
累積欠損金	△ 382,523	△ 332,885	△ 310,279	△ 276,830	△ 230,612	△ 223,272	△ 200,976	△ 161,977	△ 101,560	△ 10,291	65,085

◎料金改定後は資金不足が回避され、以前より発生していた累積欠損金も令和9年度に解消する見込みです。

2 料金改定後の水道事業収支見込み及び施設更新費用について

料金改定の資金で、施設の更新を進めます。

①老朽管（石綿セメント管）の更新

市内水道管の総延長は189 kmです。水道管の耐用年数は40年で耐用年数を超える老朽管は更新が必要となります。そのなかで、特に古い石綿セメント管が約4.4 km残っており、その更新費用に約4億4千万円が必要です。

現状は石綿セメント管の更新に事業費を年間4千万円充てていますが、全て更新するには11年かかります。

→ 令和6年度以降、事業費を7千万円に増額し更新を6年に短縮します。

②管渠以外の施設の更新

宮寄上浄水場において、早急に更新が必要な施設・設備で、約2億5千万円が必要です。

→ 令和6年度以降、年間3千万円の費用を充て、順次更新します。

老朽管及び施設更新合わせた年間の事業費は1億円となりますが、施設の更新は今後さらに必要となります。そのため令和6、7年度に施設の中長期更新計画を策定し、施設の更新を計画的に進めます。

なお、今回の料金を値上げしましても、給水人口の減少等による給水収益の減少が見込まれるため、令和8年以降の料金についても検討を進めて参ります。

※1 石綿セメント管を通過した水道水の健康影響については、平成17年7月13日、厚生労働省健康局水道課より示されています。内容は、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないこと、及び世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおいても「健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないと結論できる。」としていることから、安全性に問題はないという見解です。